

麻しん風しん予防接種を受けるに当たっての説明書（風しん予防緊急対策事業）

和歌山市

○本人（接種を受ける者が未成年の場合には保護者も）が必ずお読みください。

ただし、未成年であっても既婚の方は本人がお読みください。

1 麻しん・風しんの症状について

○ 風しん

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって発症します。ウイルスに感染してもすぐには症状が出ず、約14～21日の潜伏期間がみられます。その後、麻しんより淡い色の赤い発しん、発熱、首のうしろのリンパ節が腫れるなどが主な症状として現れます。また、そのほかに、せき、鼻汁、目が赤くなる（眼球結膜の充血）などの症状がみられることもあります。子どもの場合、発しんも熱も3日程度で治ることが多いので「三日ばしか」と呼ばれることがあります。合併症として関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。血小板減少性紫斑病は風しん患者約3,000人に1人、脳炎は風しん患者約6,000人に1人ほどの割合で合併します。大人になってからかかる子どもより重症化する傾向が見られます。

妊婦が妊娠早期に風しんにかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

○ 麻しん

麻しん（はしか）は、麻しんウイルスの空気感染・飛沫感染・接触感染によって発症します。ウイルスに感染後、無症状の時期（潜伏期間）が約10～12日続きます。その後症状が出始めますが、主な症状は、発熱、せき、鼻汁、めやに、赤い発しんです。症状が出はじめてから3～4日は38℃前後の熱とせきと鼻汁、めやにが続き、一時熱が下がりかけたかと思うと、また39～40℃の高熱となり、首すじや顔などから赤い発しんが出はじめ、その後発しんは全身に広がります。高熱は3～4日で解熱し、次第に発しんも消失しますが、しばらく色素沈着が残ります。

合併症を引き起こすことが30%程度あり、主な合併症には、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎などがあります。発生する割合は麻しん患者100人中、中耳炎は約7～9人、肺炎は約6人です。**脳炎は約1,000人に1人の割合で発生**がみられます。

また、麻しんにかかると数年から10数年経過した後に亜急性硬化性全脳炎（SSPE）という重い脳炎を発症することがあります。これは、麻しんにかかった者のうち約10万人に1人の割合で見られます。

麻しん（はしか）にかかった人のうち、1,000人に1人程度の割合で死亡することがあります。

2 予防接種の効果と副反応について

予防接種を受けた方のうち、95%以上が免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、麻しんや風しんにかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

麻しん風しん混合ワクチンの主な副反応

主な副反応は、発熱（接種した者のうち20%程度）や、発しん（接種した者のうち10%程度）です。これらの症状は、接種後5～14日の間に多くみられます。**接種直後から翌日に過敏症状と考えられる発熱、発しん、搔痒（かゆみ）などがみられることがあります。これらの症状は通常1～3日でおさまります。**ときに、接種部位の発赤、腫れ、硬結（しこり）、リンパ節の腫れ等がみられることがありますが、いずれも一過性で通常数日中に消失します。

稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、急性血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、脳炎及びけいれん等が報告されています。

3 予防接種による健康被害救済制度について

○予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、和歌山市予防接種事故災害補償規則に基づく補償又は独立行政法人医薬品機器総合機構から救済を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の要因（予防接種の前後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因など）によるものかを審議し因果関係を認定された場合に限りです。

4 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。被接種者の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、被接種者が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合又は免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤現在、妊娠している場合
- ⑥その他、医師が不適当な状態と判断した場合

【女性への注意事項】

妊娠している者又はその可能性がある者は、予防接種不相当者として接種することができませんが、出産後又は妊娠していないことが確認された後適切な時期に接種を受けてください。

接種に当たっては、接種を受ける医師、和歌山市保健所にご相談ください。

なお、接種後2か月間は、妊娠を避ける必要があります。

※【保護者の方へ】

未成年で未婚の方は保護者の同伴もしくは保護者の同意が必要です。（既婚者の場合には不要）

保護者がこの説明書の記載事項を読み、理解し、納得して予防接種を受けさせることを希望する場合

に、別紙予診票に保護者自ら記入及び署名することによって、保護者が、同伴しなくても予防接種を受け

ることができます。

別紙予診票に署名し接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や和歌山市保健所に確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてください。

《お問い合わせ先》和歌山市保健所保健対策課 TEL : 433-2261 FAX : 431-9980